

# 身障協会事務局通信〔第292号〕

令和3年1月30日

## 1 本会事業のご案内

### ◆令和2年度岐阜県身体障害者青壮年部研修会 <担当：岡田>

県下の身体障がい者青壮年が研修を通じて事業活動を活性化させると共に、青壮年部員間の交流親睦により、身体障がい者の自立及び社会参加の推進を図ることを目的に下記により開催します。

つきましては、青壮年の皆さんに多数ご参加いただきますようご周知方よろしくお願ひします。

○期 日 令和3年3月7日（日）10：00～11：00

○会 場 【オンライン参加】  
各自宅又は職場等（インターネット環境必須）

【会場参加】  
ソフトピアジャパンセンタービル11階 中会議室3  
大垣市加賀野4丁目1-7

※申込み時にオンライン参加、会場参加のどちらかを選択してください。

なおオンライン環境のある方は、オンラインでの参加にご協力お願ひします。

○研修内容 「食品の安全、知っ得講座」  
講師：岐阜県健康福祉部生活衛生課

○参加費 無 料

○申込期日 令和3年2月22日（月）まで

### ◆職員の出前（相談及び各種手続き）

各支部が開催する総会等に事務局職員が会場に出向き、駐車禁止除外指定車申請、ジパング倶楽部の申込及び各種の福祉相談等を行っております。

派遣を希望する場合は、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 2 芸術・文化事業のご案内

### ◆「ふれあいアートステーション・ぎふ」応募作品展及び大賞表彰式 <担当：山田>

「ふれあいアートステーション・ぎふ」では、今年度のアート大賞表彰式及び、応募作品の展示を下記のとおり行いますので、貴支部内にご周知いただきますようご案内申し上げます。

○応募作品展 期間 令和3年3月23日（火）～30日（火）  
場所 ぎふ清流文化プラザ1階 文化芸術県民ギャラリー  
岐阜市学園町3-42

○大賞表彰式 日時 令和2年3月28日（日）14時00分～（予定）  
場所 ぎふ清流文化プラザ1階 文化芸術県民ギャラリー  
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、受賞者の方のみで行います。

### ◆芸術教室 <担当：山田>

当協会では、陶芸・絵画・ちぎり絵・書などを体験する「芸術教室」を県下各地で開催しています。来年度の計画を立てるにあたり、体験したい内容や開催地について希望がありましたら、事務局までご連絡ください。

# 緊急事態対策

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

これまで県民の皆さんには、外出自粛、時間短縮営業をはじめ、懸命に感染防止対策に取り組んでいただけてきました。しかしながら感染リスクの高い飲食については、関連クラスターが12月以降で35発生。さらに、職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で感染が多発し、1月9日には過去最多となる105人の新規感染者を確認しました。このまま推移すれば、感染爆発、医療体制の崩壊が強く懸念される大変厳しい状況となっています。

この感染症では、高齢者は重症化の可能性が高く（県内の死亡率は1.5%、そのうち70歳以上の死亡率は10.5%）、あるいは現役世代が親世代の高齢者に感染させたり、無症状・軽症が多い若者にあっても、後遺症に苦しむケースも発生しています。

このような非常事態にあって、(1)「自宅待機ゼロ」を堅持し、県民の皆さんにとって安心な医療の確保、(2)持続可能な経済活動ができる環境整備のため、これ以上の感染者を何としても抑え込んでいく必要があります。そのためには、何より県民の皆さんの行動変容、そして事業者の皆さまのご協力が不可欠です。加えて、1月14日（木）、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に本県が指定されたことから、より強い対策を進めます。

しかしながら、こうした取り組みの成果が数字に表れるには、10日から2週間を要するため、県としては、医療機関の病床や宿泊療養施設の増加の努力を併せて進めてまいります。

そして、1月9日から2月7日までの、今後約1か月間の緊急対策の実施により、期間終了時には「1日当たり新規感染者50人を切る程度」となるよう目指してまいります。

## 「緊急事態対策」対策1 県民の行動変容

### (1) リスクを伴う飲食の自粛

昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛。

- ・家族やパートナー以外との飲食・長時間の飲食・酒類を伴い、大声を出す飲食・マスク無しで会話を伴う飲食 など
- ・「Go To Eat」の既発行 食事券の利用自粛

### (2) 不要不急の外出自粛（昼夜を問わず、特に夜8時以降） 特措法第45条第1項

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、自粛要請の対象外。

### (3) 県をまたぐ不要不急の移動自粛 特措法第45条第1項

- ・特に、緊急事態措置を実施すべき区域の都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木県）に対しては移動自粛を徹底。

※「コロナ社会を生き抜く行動指針」（令和2年5月15日策定（令和3年1月14日変更））

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>



## 3 今後の主な日程について（2月、3月）

2月	行事なし	
3月 7日（日）	青壮年部研修会	大垣市：ソフビアザン11階中会議室
10日（水）	岐阜県身体障害者福祉協会正副会長会	岐阜市：県福祉会館5南会議室
17日（水）	岐阜県身体障害者福祉協会理事会	岐阜市：県福祉会館6階研修室
29日（月）	岐阜県身体障害者福祉協会評議員会	岐阜市：県福祉会館6階研修室

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、中止になる場合がございます。

### 問い合わせ先

一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉会館5階

Tel 058-201-1543 Fax 058-273-9308 E-mail [gisinsyou@human-i-land.com](mailto:gisinsyou@human-i-land.com)